

建設部

議案第 97 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 5 号）

のうち、建設部の所管する部分について

それでは、議案第 97 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、建設部の所管する部分につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の令和 6 年 8 月大津市予算関係議案に係る補正予算説明書の 18 ページをお開き願います。

18 ページからの、3 の歳出のうち、建設部の所管する部分につきましては、22 ページでございます。

22 ページの上段、款 8 土木費のうち、項 4 都市計画費、目 5 自動車駐車場管理運営費の補正額 7,020 千円の追加につきましては、老朽化が進む明日都浜大津のエレベーターにおいて、制御機器に異常が認められたことから、機器更新に要する経費の建設監理課負担分を措置しようとするものです。

次に、お戻りいただきまして、4 ページをお願いいたします。第 3 表の債務負担行為補正についてでございます。

当該業務に係る債務負担行為についてご説明いたします。上から

5行目をお願いいたします。

当該更新業務の一部は、令和7年度を完了予定とすることから、その応分の費用である14,007千円について、債務負担行為を設定しようとするものです。

次に、同じく債務負担行為についてのうち、上から2行目をお願いいたします。

道路維持管理業務に必要となる車両について、再度のリース契約に係る債務負担行為を設定しようとするものです。

以上をもちまして、議案第97号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第5号）のうち、建設部の所管する部分につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。